

高齢者虐待防止マニュアル

訪問看護ステーションさくらんぼ

はじめに

当ステーションは、利用者の人権を守り安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法、介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」と略す。）や高齢者虐待の防止等のための措置を明確にするため本マニュアルを定める。

1. 虐待の定義 と虐待の種類

本マニュアルでいう高齢者虐待とは、居宅サービスにおいて、養護者や職員が意図的に利用者に対して不適切な取り扱いをすることをいう。

（1）身体的虐待

暴力的行為などで身体にあざ、痛みを与える行為や身体拘束や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行

為。

（2）性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。

（3）心理的虐待

脅かしや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって精神的、情緒的苦痛を与えること。

（4）ネグレクト

介護・世話の放棄・放任

意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護者のおこなうべきサービス提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させること。

（5）経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭を理由なく制限することや詐欺行為。

2. 職員の虐待行為

（1）高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそ

れのある暴行を加えること。

（2）高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

（3）高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（4）高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

（5）高齢者の財産を不当に処分することその他、当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止委員会の設置・開催

（1）委員長は、管理者または選任された職員が努める。

（2）構成メンバーは、ステーション職員全員とする。

（3）委員会の開催は、委員長の招集により月1回ステーション会時にスタッフの意識を高める目的もかねて月1回ステーション会時に開催とする。虐待事案発生時や必要な際は随時委員会を開催する。

4. 虐待防止のための研修

（1）年1回以上の定期的な研修の実施。

- ①内部研修以外に外部研修にも積極的に参加できる環境の提供
- ②実施した研修内容についての研修資料及び出席者の記録と保管
- ③外部研修参加後は、伝達講習を行いステーション全体で倫理的観念や人権意識を高められるように意識向上を目指す
- ④研修で虐待に関する知識向上を図り、虐待の早期発見のための観察力の強化を目指す

（2）新任職員入職時に研修の実施（虐待防止検討委員会の委員長が行う）

5. 虐待の早期発見

（1）日々の利用者のモニタリングにより、虐待の兆候を早期に発見するよう努めると共に、兆候が現れた利用者については、虐待防止委員会の委員長へ報告。委員長は、速やかにサービス担当者会議を開催し、その

状況について分析し、虐待の有無を検証する。

（2）市町および警察等への通報

職員は、虐待の早期発見に努め、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、その利用者の生命または身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに担当の地域包括支援センターや高槻警察署に通報を行う。また、この通報をなした職員に関し、そのことを理由として、解雇その他不利益な取扱いは行わない。

（警察へ通報する際は、利用者優先で判断を行い、生命の保全後に管理者や委員長へ報告を行う）

6. 虐待等に係る苦情相談

（1）専用窓口を設置し、利用者や家族が安心した環境で自由に相談できるよう対応する。

7. 個人情報の取り扱いについて

苦情相談窓口で受け付けた内容は、詳細を記録に残し個人情報の取扱いに留意し、相談者が不利益にならないように対処する。

8. 管理者の責務

管理者は苦情処理の体制を整備するとともに、職員に対する高齢者虐待に関する研修の実施、虐待防止の各種措置を講ずる責務を負う。

9. 職員の責務

職員は日頃より、利用者のモニタリングを励行し、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

ここでいう、「思われる」というのは、確たる証拠を必要とするものではない。

また、職員は、虐待に至らないまでも、その兆候を発見したときには、速やかに虐待防止担当者に報告（虐待兆候発見報告書）する責務を有する。

10. 行為に対する処分

職員による利用者に対して虐待行為が明らかとなつたときは、法人の定める就業規則の職員懲罰規定にかかわらず、その状況内容にもとづいて厳罰に処するものとし、原則として法的措置の実施や懲戒解雇の処分

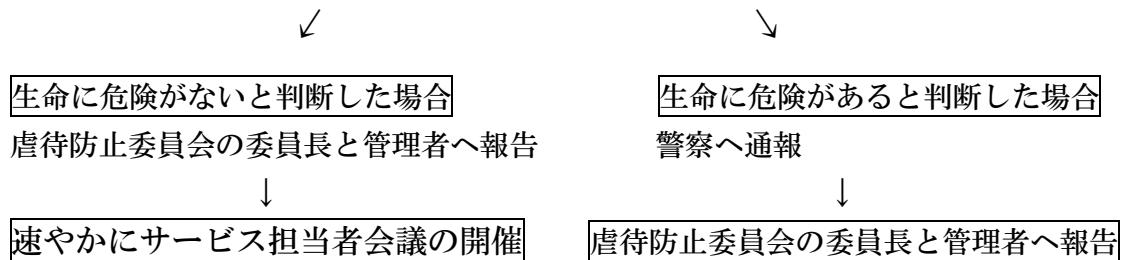
を行う。

11. その他

マニュアルは、年1回見直しを行い、必要時は追加修正を行う。

令和6年7月1日施行

虐待を疑う事案を発見した場合



警察へ通報する際は、利用者優先で判断を行い、生命の保全後に管理者や委員長へ報告を行う。

日頃から利用者の言動や行動、身体・精神状態の観察を行い、異常の早期発見に努め高齢者虐待防止に努めていく。